

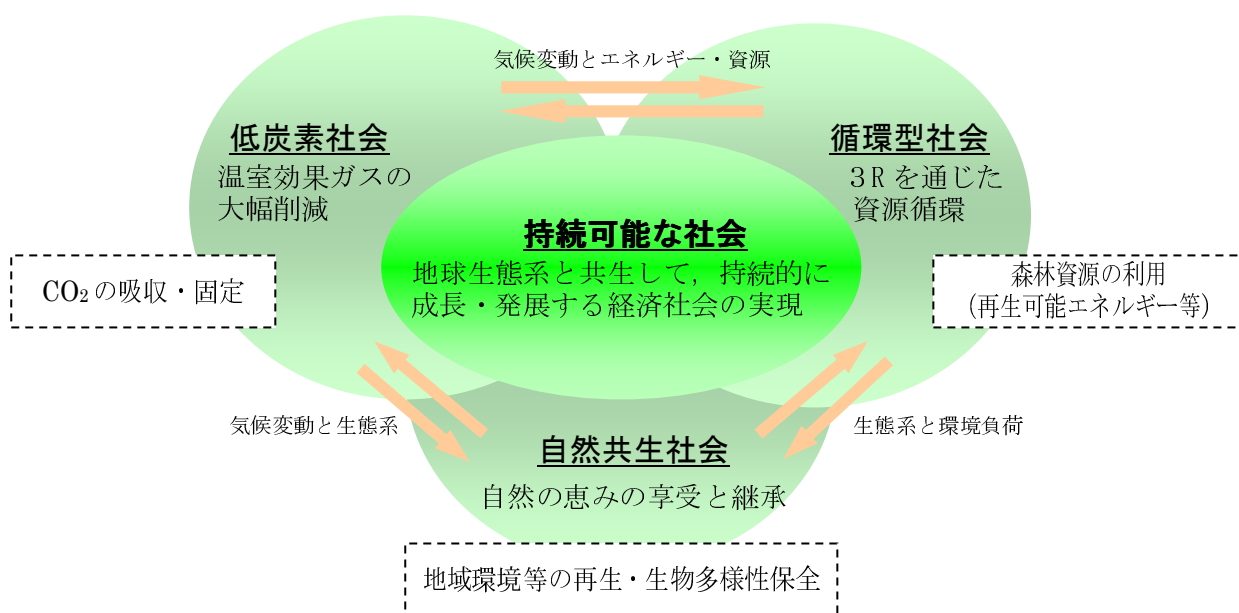
#### (4) 波及効果等

##### ①環境保全活動

「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月・閣議決定）では、地球温暖化等の地球環境の危機を克服する「持続可能な社会」を目指すために、「低炭素社会」、「循環型社会」及び「自然共生社会」を統合的に進めていく必要があるとされている。

森づくり事業の実施による森林機能の維持や資源利用の影響・効果は、この「持続可能な社会」の理念に通じるものであり、今後、その取組・効果が広がっていくことを期待するものである。

「持続可能な社会に向けた統合的な取組」（21世紀環境立国戦略）と  
「森づくり事業」の関係・役割



##### (CO<sub>2</sub>吸収源の市場取引への波及)

地球環境の保全・温暖化防止は、国際社会の喫緊の課題であり、これに対する我が国の果たすべき役割も大きなものである。(※1)

この取組を進める上で、森林の果たすCO<sub>2</sub>吸収機能は重要な役割を担うものであり、また、多くの県民が関心を持ち、期待する機能でもある。

温室効果ガスの削減を図るためのカーボン・オフセットの取組を具体的に進める手段の一つとして、『オフセット・クレジット（J-VER）制度』（環境省）が平成20年度に創設されている。(※2)

この制度では、森林整備が市場価値を生み出す仕組みが構築されており、森林保全活動がこれまで以上に役割を担うものとして期待されている。

県内では、J-VER制度利用の取組は始まったばかりであるが、森づくり事業による保全活動や啓発活動を通じて、森林の機能や役割、整備による効果が県民全体に十分理解がなされ、継続的な森林整備が広がっていく中で、この制度が有効に活用されることを期待するものである。

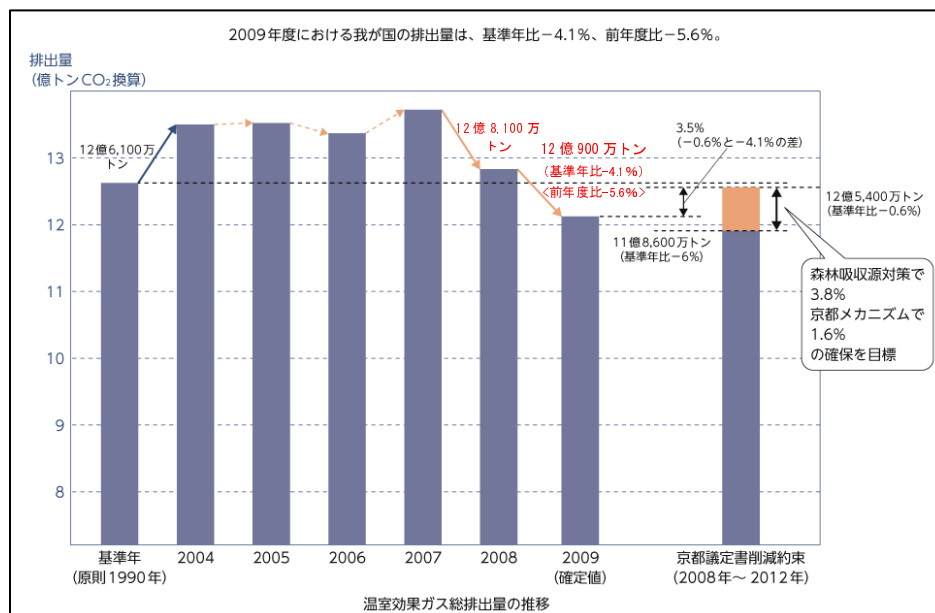
また、J-VER 制度の活用は、企業(クレジット買取者)の排出削減の取組に資することからも、地球温暖化対策に取り組む契機として、この事業が大きく貢献することを期待するものである。

※1 地球温暖化防止に向けた日本の役割 (京都議定書)

1997年(H9)に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、先進各国の温室効果ガス排出に係る削減約束を定めた『京都議定書』が採択されている。

この京都議定書では、第1約束期間(2008年(H20)～2012年(H24))に、先進国全体で少なくとも5%以上の削減を目指すとして、わが国の排出削減量は基準年(原則1990年(H9))から△6%と定めている。

国において策定された「京都議定書目標達成計画」(2008年(H20))では、森林吸収源対策(森林経営による吸収量の確保)による目標を、基準年排出量の約3.8%(4,767万t-CO<sub>2</sub>)と掲げている。



上記に記載の「京都メカニズム」(図表に記載)とは、京都議定書を締結した先進国が、市場メカニズムを活用して削減約束を達成する仕組みであり、次の3つの手法がある。

- ・クリーン開発メカニズム(CDM)  
先進国が、途上国内で排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として先進国が取得できる。
- ・共同実施(JI)  
先進国同士が、先進国内で排出削減等のプロジェクトを共同で実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として、当事者国間で分配できる。
- ・排出量取引  
先進国同士が、排出枠の移転(取引)を行うことができる。

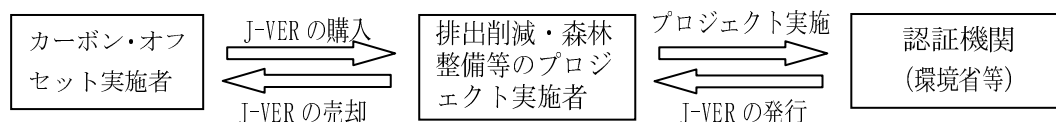
(出典及び引用文献 環境省(2011):「平成23年版環境白書」)

## ※2 オフセット・クレジット(J-VER)制度

カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減運動や森林整備によって生じた排出削減量・吸収量を認証する制度。(平成20年11月・環境省創設)

認証された排出削減量・吸収量(「オフセット・クレジット」(J-VER))は、市場における流通が可能となり、金銭的な価値を持つこととなる。

平成23年8月末現在、全国で153件の取組(プロジェクト)が登録されており、本県内では3件(実施地が複数県にまたがる広域的な取組は除く。3件のうち森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収は1件)が登録を行っている。[登録状況：気象変動対策認証センターHPより]



(カーボン・オフセットとは)

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。(環境省)

## (生物多様性保全への寄与)

里地里山(※3)は、かつては人々が生活を営む中で維持されてきた二次的自然環境(社会生態学的ランドスケープ)であり、地域の景観・文化の形成に大きな影響を与えているほか、植物の自生地や野生生物の生息の場としても重要な役割を果たしている。

しかし、過疎化や高齢化・ライフスタイルの変化により、人と自然との関わりが次第に薄れ、景観の荒廃や生息する動植物の衰退などへの影響が懸念されている。

わが国は、「自然共生社会」(人と自然の良好な関係が構築されている社会)の実現に向けた世界レベルの取組として『SATOYAMA イニシアティブ』を提唱・組織し、世界各地において地域の自然資源が持続可能な形で管理・利用されるよう、国際機関や関係各国と連携して、その取組を発信している。

しかしながら、経済協力開発機構(OECD)は、『環境保全成果レビュー(2010年)』において、わが国の農用地をはじめとする里山の減少傾向を懸念し、それへの対応を求めている。(※4)

森づくり事業による地域の主体的な森林整備の取組は、その効果として、多様な生物の生育・生息の場の保全や、それを支える体制整備の構築に寄与していることがうかがえ、人と自然との関係・バランスを再構築する「自然共生社会」実現の理念にも通じるものである。

また、国際的な課題に対する地域レベルの主体的な取組としても、この事業が貢献し、発展していくことを期待するものである。

※3 里地里山：原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域をいう。(環境省)

#### ※4 環境保全成果レビュー(2010年)

2010年、経済協力開発機構(OECD)は、2002年以降に行われた日本の環境政策に対する評価及び勧告(環境保全成果レビュー)を行っており、その中で、生物多様性の保全を進める取組の一つとして、『気候変動による潜在的な影響を考慮しつつ、生物多様性の回廊のための戦略—特に森林・川沿い—を発展させること。』を勧告している。

なお、OECDは、民主主義を原則とする33カ国の先進諸国が集まる唯一の国際機関であり、グローバル化の時代にあって経済、社会、環境の諸問題に取り組んでいる。

#### 【報告書・抜粋】

生態系の監視や生息地の再生に向けた取組は、数多く行われてきた。しかしながら、生物多様性保全上重要な回廊地帯としての役割を担う川沿いの自然を再生するためには、国家戦略が策定され、実施される必要がある。より一般的に、種が地球温暖化に適用できるよう、生物多様性の回廊地帯が拡充される必要がある。

(引用文献 OECD編・環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室監訳(2010):「第3次OECDレポート 日本の環境政策」)

#### (自然エネルギーの利用)

環境への負荷が少ない社会システムの構築を進めるためには、資源やエネルギーの節約はもとより、自然の持つ生産力・再生機能の有効活用や資源の再利用などを進めることが重要である。

木材は、森林から生産される再生可能な資源であることに加え、製品製造に要するエネルギー消費量が他の製品に比べて小さいことや、製品の再利用が容易で繰り返し利用ができること、また、二酸化炭素を長期間固定することなどから、循環型社会の構築に大きく貢献する自然素材として重要性が増している。

また、化石燃料に替わる再生可能なエネルギーとしても大いに期待され、利用拡大へ向けた取組が進められている。

森づくり事業では、これまで、木質ペレットを燃料とする「ペレットストーブ」を設置して、間伐材の普及やエネルギー利用についての啓発事業を行っている。

この事業を通じて、森林資源がその特性を活かして有効利用されるとともに、環境にやさしい自然エネルギーとしての利用が拡大され、循環型社会システムの構築に向けた仕組みや取組が広がっていくことを期待するものである。

#### 【ひろしまの森づくり事業における「ペレットストーブ」の設置】

年度	市町数	台数	設置場所等
20年度	2	6	小・中学校：5 公共施設(観光施設)：1
21年度	3	11	小・中学校：5 公共施設(公民館等)：6 ※「薪ストーブ」1台を含む。
22年度	2	8	小・中学校：7 公共施設(観光施設)：1
計		25	

## ②経済活動

### (雇用機会の創出)

林業従事者が年々減少しており、継続した森林整備による公益的機能の維持を図るには、新規労働力の確保が必要である。

森づくり事業による森林整備の実施に当たっては、森林組合等の既存の事業者のみならず、新規参入を促進するための『事業者選定ガイドライン』(※5)を策定・周知する取組を併せて行っている。

この取組の結果、4年間で、28社が新たに参入を果たしており、この事業の効果として、新規労働力の確保・異業種分野における雇用機会の創出につながっている。

【森づくり事業における森林施業への新規参入事業者数】

	19年度	20年度	21年度	22年度	計
新規参入事業者数	2	9	10	7	28
うち建設・造園業者	2	6	9	5	22

#### ※5 事業者選定ガイドライン

森づくり事業における森林整備(環境貢献林整備事業・里山林整備事業)の施工者が備えるべき技術要件等について定めている指針で、事業主体(市町)が施工者を選定する際の参考基準として用いられている。

### (施業(林業)への発展)

森づくり事業による森林整備の実施に当たって、小規模の個人所有者が多数を占めている本県の実情を勘案して、一部地域では、効率的かつ継続した森林整備を進めるために、低コスト林業団地(※6)への参入を視野に入れた戦略的な整備箇所の選定・事業実施を行っているところも見受けられる。

このことから、森づくり事業による森林整備が、将来的には市場経済に乗って継続した森林整備への発展につながる契機としての役割を担っていることもうかがうことができる。

また、間伐材を含む県産材への理解・利用促進の取組についても同様に、市場経済の中で循環させる森林整備促進への一助となっているほか、木材の利用拡大は、二酸化炭素の長期固定(貯蔵)による地球温暖化防止対策にも寄与するものである。

#### ※6 低コスト林業団地

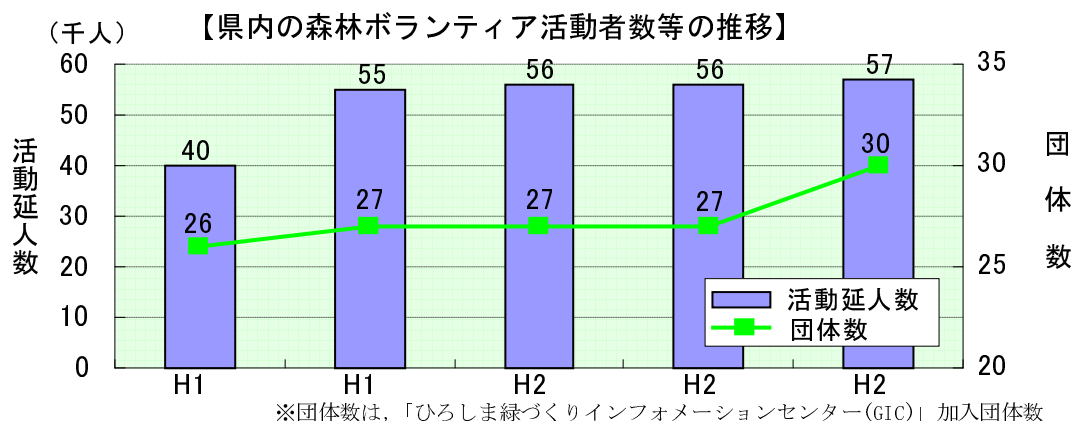
小規模の個人所有林が多数を占める本県の現状を踏まえて、広島県が進める林業振興を目的とした制度。

複数の個人所有林を一定規模以上の面積に集積して、間伐等の施業や林業経営を森林組合等へ長期間委託した森林をいい、集積によって施業の集約化・効率化を進め、生産活動・経営の安定化を図っている。

### ③普及啓発(県民参加の拡大)

#### (ボランティア活動の促進)

森づくり事業等の取組により、ボランティア活動への参加者やボランティア団体の増加につながっている。また、県内企業等の自主的な活動である『ひろしま「山の日」県民の集い』の取組も、近年、その規模を拡大しており、森林に対する意識啓発・県民運動としての機運醸成の輪が広がっている。



#### ひろしま緑づくりインフォメーションセンター(GIC)

「ひろしま緑づくりインフォメーションセンター(GIC)」は、県内の緑や森林づくりに関わる環境保全活動団体の情報ネットワーク組織として、ボランティア団体の相互の呼びかけをきっかけに設立された。(平成 11 年設立)

現在(平成 22 年度末現在)、県内の 30 団体が加盟し、団体間の情報交換や情報提供、啓発イベント等の開催のほか、森林施業に関する安全技術・技能の習得を目的とした講習会などを行っている。



百貨店での広報活動



「どんぐり, ころころ工作教室」の様子



「森づくり安全技術・技能習得制度研修会」の開催



## 【ひろしま「山の日」県民の集い 開催状況】

	第 6 回 (H19)	第 7 回 (H20)	第 8 回 (H21)	第 9 回 (H22)	第 10 回 (H23)
開催会場数 (市町数)	7 (6)	7 (5)	9 (8)	10 (9)	10 (9)
参加者数	約 11,000 人	約 10,000 人	約 7,000 人	約 8,600 人	約 11,600 人

### ひろしま「山の日」県民の集い

毎年 6 月上旬の 2 日間、県内の企業・ボランティア団体等の主催により、県内各地の森林公園等を会場として開催され、広く県民に森林の大切さを呼びかけるとともに、「山を親しむ、山を楽しむ、山に学ぶ」をテーマとした各種イベントが行われている。

平成 23 年度(写真)は、県内 10 ヶ所を会場に、県民等約 11,600 人が参加して、講演・シンポジウムの開催をはじめ、植樹活動や体験活動、自然観察会などが実施された。



シンポジウムの開催



「山のグラウンドワーク」の様子

※グラウンドワークとは、住民、行政、企業の三者が共同して、生活の現場(グラウンド)に関する創造活動(ワーク)を行なうことにより、自然環境や地域社会を整備・改善していく活動である。



東広島市会場の様子



木質ペレットの砂場で遊ぶ子供たち

### (企業活動(CSR活動)の促進)

CSR(企業の社会的責任)活動の一環として、森林環境の保全に主体的に取り組む企業の増加につながっており、「ひろしまの森林づくりフォーラム」への新規加入や、県・市町と独自に森林整備・管理協定を締結して、定期的に保全活動を行う企業の増加など、『企業の森づくり』活動が広がっている。

【「ひろしまの森林づくりフォーラム」新規加入数】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (8月現在)	計
新規加入数 (企業)	2	2	3	3	1	11

※ひろしまの森林づくりフォーラム

県内の企業や森林関係団体等の相互の協力、連携によって「企業の森づくり」を進めることにより、多様な主体による森林の整備・保全を行うことを目的として設立された。(平成23年8月現在参加数:28企業・団体)

【県・市町との森林整備・管理協定の締結】

	20年度	21年度	22年度	計
協定締結企業数	1	2	6	9
管理面積(計)	7.56ha	22.02ha	34.94ha	64.52ha

### (企業と県・市町との協定内容)

企業名	協定相手方	協定締結日 (協定期間)	活動面積・場所	活動内容
コカ・コーラウエストホールディングス株式会社	県・三原市	H20.10.10 (期間:10年)	7.56ha (三原市本郷町)	年1・2回程度、社員や市民等による森林保全活動、森林学習などの啓発活動を実施
三菱商事株式会社 広島支社	広島市	H22.3.2 (期間:5年)	2.14ha (広島市安佐北区)	年4回以上、グループ会社を含めた社員による計画づくりや森林保全活動を実施
麒麟ビール株式会社	広島市	H22.3.2 (期間:5年)	19.88ha (広島市安佐北区)	年5回以上、グループ会社を含めた社員による計画づくりや森林保全活動を実施
西日本高速道路株式会社 外1社	県・三原市	H22.4.9 (期間:10年)	15.00ha (三原市本郷町)	年1回、グループを含む社員による森林保全活動を実施
マツダ株式会社	県	H22.9.1 (期間:3年)	5.85ha (広島市東区)	年1回以上、グループを含む社員による森林保全活動を実施
広島テレビ放送株式会社	県	H22.11.12 (期間:3年)	3.55ha (広島市東区)	年1回以上、グループを含む社員による森林保全活動を実施
山根木材株式会社	県	H22.12.8 (期間:3年)	4.76ha (広島市東区)	年1回以上、社員や建築施主による森林保全活動を実施
株式会社もみじ銀行	県	H23.2.3 (期間:3年)	5.78ha (広島市東区)	年1回以上、社員等による森林保全活動を実施



## (5) 県民意見募集（パブリックコメント）の結果

ひろしまの森づくり事業評価委員会では、これまでの事業の成果検証と今後のあり方について『ひろしまの森づくり事業評価委員会報告書（案）』として取りまとめ、これを広く県民へ提示して、これまで県民全体で負担してきた森づくり県民税の使途とその効果を報告するとともに、併せて、24年度以降の継続の是非や、継続の場合における制度・施策展開のあり方について意見募集を行った。

寄せられた意見は、森づくり事業に対して多くの県民が理解を示しており、また、今後の事業展開に関する具体的手法を提案したものが多く結果となった。

また、これらの意見は、地域のニーズであるとともに、事業推進の担い手（県民）から示された検討すべき具体的な課題及び方法であって、また、この事業への期待を表すものとも言えるものである。

森づくり事業の趣旨である『森林は県民共有の財産であるという共通認識の下で、県民の理解・参加を得ながら健全な状態で次代へ引き継いでいく』ことを実現するためには、これら担い手（県民）から示された現状や課題等を踏まえた上で、保全活動の効果的な展開を図ることが必要であり、また、理解を促進するうえでも重要である。

また、当然、県民の全てが賛同しているというものでもない。反対意見に対しても、その背景や理由等を踏まえながら、進めていくことも必要である。

（※P.70 資料8 県民から寄せられた意見（パブリックコメントの結果））

### 【パブリックコメントの結果】

意見（要旨）	意見数
① ひろしまの森づくり事業のこれまでの取組について	11
② " の今後のあり方について	63（再掲を含む）
○継続の是非について	14
継続するべき	11
廃止するべき	2
その他（現状では反対）	1
○事業内容・方法等について	49（再掲を含む）
事業方針・要件等の見直し	18
広報・啓発活動の充実	9
里山づくりへの事業展開	3
NPO・ボランティア・企業の森づくりへの支援	3
間伐材・県産材の利用周知・拡大	3
" の利用促進の見直し	2（うち再掲1）
松枯れ対策の事業拡大	5
竹林整備の事業拡大	2
野生生物との共生に向けた事業拡大	2
県民負担（税率）等の見直し	2
③その他	1
計	74（再掲を除く）

※意見提出者数：43名（同一者から複数意見が出されている場合があるため、意見数とは合致しない。）